指定管理者指定スケジュール（平成２７年度）

指定管理者制度適用施設の決定「施設管理条例の改正議案の議決」
（平成２８年度からの制度適用施設が、新規の制度適用施設ではない場合は管理条例の改正はありません。）

指定管理者の候補者を公募する場合	特定の法人等を指定管理者の候補者に選定する場合
	指定管理者候補者選定委員会での意見聴取（5月22日(金)･6月8日(月)）
公募に係る募集要項の配布開始（７月１０日（金））	特定の法人等との事業計画等の協議
応募の受付・事業計画書等の受理（７月１７日（金）から８月１７日（月）まで）	事業計画書等の受理（８月中旬まで）

指定管理者の候補者の選定・優先交渉権の順位付け（９月下旬まで）
※各所管部で選定会議を開催し、所定の選定基準により選定委員会諮問案を決定

（諮問）

選定委員会の調査審議
（１０月７日（水）・１４日（水）・２１日（水）・２８日（水））

（答申）

指定管理者の指定に係る議案の決定・応募者への通知（１１月中旬）

※指定管理者の予定者との協定内容協議

指定管理者の指定に係る議案の上程・議決（１２月）

指定管理者の指定（１２月下旬）

指定管理者との基本協定の締結（１２月下旬～１月下旬）

指定管理者との年度協定の締結（３月下旬）

移行準備

指定管理者による管理の開始（４月１日～）